□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第３項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
（誘導ＢＥＩの基準値　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第２号イの基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第10条第２号ロの基準
基準省令第14条第２項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
誘導ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準
□基準省令第10条第３号ロの基準
（非住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第１号イ(1)の基準
年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年）
（基準値　　ＭＪ／（㎡・年））
ＢＰＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第１号イの基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第３項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ(1)の基準
基準省令第12条第２項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令第10条第３号ロの基準
（非住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第10条第１号イ(1)の基準
年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年）
（基準値　　ＭＪ／（㎡・年））
ＢＰＩ（　　）
□基準省令第10条第１号イ(2)の基準
年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年）（基準値　　ＭＪ／（㎡・年））
ＢＰＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第３条第２項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第１号イの基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第１号ロの基準
ＢＰＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)(i)の基準